

# 社会福祉法人慈昂会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈昂会定款第9条（評議員の報酬等）及び第24条（役員等の報酬等）の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員、特養入所検討委員、運営推進会議構成員、相談・苦情解決第三者委員の報酬について定めるものとする。

## (報酬の支給)

第2条 役員等報酬は、勤務実態に即して次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬を支給しないものとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、当法人の理事会、評議員会、監事監査等へ出席した場合支給される金額を日当とし、支給額は別表1（源泉徴収税額を含む）に定める額とする。

## (当法人職員との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する支給方法は、第3条の日当については、現金にてその都度職務終了時に支給する。

## (公表)

第6条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

なお、法人旅費規程、役員等費用弁償に関する規程は、平成31年3月31日付で廃棄する。

## <別表1>

評議員会・理事会出会時 日 額 5,000円 (源泉徴収税額含む)
---

監事監査・監事研修会出会時 日 額 10,000円 (源泉徴収税額含む)
--

評議員・選任解任委員会  
特養入所検討委員会  
運営推進会議構成員会  
相談・苦情解決第三者委員会出会時

日 額 3,000円 (源泉徴収税額含む)
--------------------------